

# 青森県被災建築物応急危険度判定要綱

制定：平成31年4月24日

## (目的)

第1条 この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合において、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）  
余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。
- 二 応急危険度判定士（以下「判定士」という。）  
判定の業務に従事する者として、知事の認定を受けた者及び全国被災建築物応急危険度判定協議会（以下「全国協議会」という。）が定める被災建築物応急危険度判定要綱（平成9年10月29日制定）第2第2項に規定する応急危険度判定士をいう。
- 三 被災建築物応急危険度判定所管課（以下「所管課」という。）  
地方公共団体において判定を所管する課又はそれに相当する部署をいう。
- 四 被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）  
判定を実施するために市町村の所管課に設置される本部であって、市町村災害対策本部の下に組織されるものをいう。
- 五 被災建築物応急危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）  
実施本部による判定を支援するために県土整備部建築住宅課に設置される本部をいう。
- 六 被災建築物応急危険度判定コーディネーター（以下「判定コーディネーター」という。）  
実施本部及び判定拠点において、判定の実施のために判定士の指導・支援を行う者をいう。

## (震前対策)

第3条 市町村は、判定の的確な実施のために、あらかじめ次の事項からなる市町村被災建築物応急危険度判定要綱（以下「市町村要綱」という。）を定めるものとする。

- 一 実施本部の設置
- 二 判定実施の要否の判断

- 三 判定の実施に関する県との連絡調整等
  - 四 判定対象区域、対象建築物の決定等の基準
  - 五 判定士、判定コーディネーター及びその他の判定業務従事者（以下「応急危険度判定士等」という。）の確保、判定の実施体制等
  - 六 県に対する支援要請
  - 七 判定の方法及び判定結果の表示
  - 八 応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定等
  - 九 判定資機材の調達、備蓄
  - 十 その他必要な事項
- 2 県は、市町村が市町村地域防災計画を踏まえて地震の発生前に計画する事項について必要な助言をすることができる。
  - 3 県及び市町村は、協力して、応急危険度判定士等の養成を行うものとする。
  - 4 県及び市町村は、協力して、所定の判定資機材を調達し、備蓄を行うものとする。

#### （判定士の認定等）

第4条 判定士の認定及びその他必要な事項は、別に定める。

#### （判定の実施等）

- 第5条 市町村は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施するものとする。
- 2 県は、市町村が実施本部を設置した場合は、支援本部を設置し、必要な支援を行うものとする。
  - 3 一般社団法人青森県建築士会は、地震災害時における応急危険度判定の実施に関する協定書（平成9年8月5日締結）に基づき、その他の団体は、県からの要請に基づき、判定士の確保等、判定の実施に当たり必要な協力を行うものとする。
  - 4 判定士は、実施本部又は支援本部の要請により、判定を行うものとする。

#### （支援本部の役割）

第6条 支援本部は、実施本部を支援するために、次に掲げる事項を行うものとする。

- 一 県内の被災状況の把握
- 二 国及び他都道府県等との連絡調整
- 三 国及び他都道府県等に対する支援要請
- 四 判定士及び判定コーディネーターの被災市町村への派遣事務
- 五 判定に必要な備品の調達等の後方支援活動
- 六 県内市町村間の調整
- 七 その他必要な事項

#### (県と市町村の連絡調整等)

第7条 市町村は、実施本部の設置を決定した場合及び判定の要否を判断した場合は、速やかにその旨を支援本部に報告するものとする。

2 実施本部は、支援本部に対して、現地の被災状況を随時報告するとともに、必要な支援の内容、支援開始時期等について協議を行うものとする。

#### (判定対象区域、対象建築物の決定等の基準)

第8条 市町村は、あらかじめ地震の規模及び被災建築物等を推定し、優先的に判定を行うべき施設、区域及び判定対象建築物の決定等の基準を定めるものとする。

#### (応急危険度判定士等の確保、判定の実施体制等)

第9条 市町村は、あらかじめ応急危険度判定士等の動員計画を作成し、判定の実施を決定した場合は、必要な応急危険度判定士等の速やかな確保を行うものとする。

2 県及び市町村は、地震災害に備え、県は支援本部、市町村は実施本部の体制について、あらかじめ整備しておくものとする。

#### (国及び他の都道府県に対する支援要請並びに他の都道府県への支援等)

第10条 支援本部は、地震被害が大規模であること等により、国及び他の都道府県の支援を受け入れる必要があると判断した場合は、国及び他の都道府県に対し、必要な支援を要請するものとする。

2 他の都道府県から派遣された判定士が県内で従事する判定は、この要綱及び市町村要綱に基づき実施するものとする。

3 県は、他の都道府県から判定に関する支援の要請を受けた場合は、支障のない限り必要な支援を行うものとする。

#### (判定の方法及び判定結果の表示)

第11条 判定の方法及び判定結果の表示は、全国協議会が定める方法及び市町村要綱に基づき実施するものとする。

#### (応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法等)

第12条 応急危険度判定士等の移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項は、市町村要綱の定めるところによるものとし、市町村要綱に定めのない事項については、実施本部と支援本部が調整して決定するものとする。

#### (判定活動における補償)

第13条 市町村は、民間の応急危険度判定士等（市町村が県に対して応急危険度判定士等の支援要請を行い、その結果、派遣される民間の応急危険度判定士等を含む。）を判定活動

に従事させる場合は、応急危険度判定士等が判定活動により死亡又は負傷若しくは傷害の状態となった場合の補償を実施するために、全国協議会が定める全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領（平成10年5月11日制定）に基づく補償制度に加入するものとする。ただし、市町村が別の補償制度に加入する場合は、この限りでない。

なお、当該補償制度の適用を受けるために必要な保険料は、原則として判定活動の実施市町村が負担するものとする。

#### （その他必要な事項）

第14条 この要綱に定めるもののほか、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成31年4月24日から施行する。